

戸籍に関する届出

市民課 ☎(32)8897

戸籍は日本国民の親族的な身分関係を登録し、公証する公文書です。定められた期限内に届け出てください。

届書の種類	必要なもの	注意事項
出生届 (子どもが生まれたとき)	出生証明書 届出人の印鑑	生まれた日から14日以内に届出をしてください。 命名は常用漢字、人名用漢字、カタカナ、ひらがなの範囲に限られています。
婚姻届 (結婚するとき)	結婚する本人の印鑑 戸籍謄本(下野市に本籍がない方) 顔写真のついた官公署発行の本人確認のための書類等(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)	結婚する2人の署名と押印が必要です。 証人(成人2人)の署名と押印が必要です。 未成年で初婚の方は、両親の同意が必要です。 住所の変更があった方は、住所の異動もしてください。
転籍届 (本籍を移すとき)	筆頭者・配偶者両方の印鑑 戸籍謄本(市内の転籍は不要)	筆頭者と配偶者の自筆の署名と押印が必要です。 ただし、夫婦の一方が死亡などにより除籍されているときは、筆頭者(配偶者)のみの届出となります。
死亡届 (お亡くなりするとき)	届出人の印鑑 死亡診断書	死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。
離婚届 (離婚するとき)	印鑑(協議離婚の場合は夫婦両方、調停離婚等の場合は届出人のもの) 戸籍謄本(下野市に本籍がない方) 顔写真のついた官公署発行の本人確認のための書類等(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)	調停離婚等では、確定・成立の日から10日以内に申立人が届け出なければなりません。 協議離婚の場合は、夫婦の署名・押印と証人(成人2人)の署名・押印が必要です。 夫婦間の未成年の子については、親権者を定めてください。 住所の変更があった方は、住所の異動もしてください。

印鑑登録

市民課 ☎(32)8896

市に住民登録をしている方は1人につき1個、印鑑を登録できます(ただし、年齢が15歳未満の方を除きます)。

■登録手数料 300円

本人が申請する場合

■必要なもの

登録する印鑑、顔写真のついている官公署発行の本人確認のための書類等(運転免許証、パスポート、在留カード等)

※本人確認のための書類がない場合には、郵便による本人確認や保証書で登録ができます。

代理人が申請する場合

■必要なもの

登録する印鑑、代理人選任届、代理人の印鑑及び顔写真のついている官公署発行の本人確認のための書類等(運転免許証、パスポート、在留カード等)

※郵便照会を行うため、登録まで数日かかります。

登録できる印鑑

住民基本台帳に記録されている氏名(氏もしくは名、または氏名一部を組み合わせたもの)をあらわした、印影が鮮明で変形しない印鑑(1辺の長さが8mm以上25mm以下のもの)

マイナンバーカード

市民課 ☎(32)8896

マイナンバーカードは、本人確認情報が記載されたICカードです。顔写真付きマイナンバーカードは、公的な身分証明としてご活用いただけます。申請は必要書類を添付して直接J-LISに送付してください。お受け取りの案内が届きましたら、申請者ご本人が受取案内と本人確認書類等をお持ちになり市役所へお越しください。

平日に来庁できない方は、毎月第2日曜日(午前のみ)に交付を行いますので、希望日の5日前(土日・祝日は除く)までにお電話で予約してください。

住所異動や戸籍の届出(市に住所がある方で、氏名・住所が変わる場合)の際には記載事項を変更しますので、マイナンバーカードをお持ちください。

公的個人認証サービス(電子証明書)

市民課 ☎(32)8896

公的個人認証サービスは、国や地方公共団体に対し電子申請・届出を行う際に、申請者のなりすましや申請内容の改ざん等を防ぐためのセキュリティ確保の手段(電子署名)と電子証明書を提供するサービスです。

■必要なもの

マイナンバーカード、官公署発行の本人確認の書類(運転免許証、保険証等)

■手数料 200円